第10期第7回・第8回法制問題小委員会のヒアリングで聴取した主な意見の概要

(注) 本資料において、「個人」と付記された意見は団体内の個人意見である。

法律名の付記がない条項は、著作権法の条項を指す。

本資料は、検討課題や意見の整理に資するための案として、また、複数意見をまとめる過程で、事務局の責任において意見の要約を行ったところがある。

団体名に関して用いた略称は、以下による。

(日弁連) 日本弁護士連合会

(フォーラム) デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム

(著作権制度協議会) ネットワーク流通と著作権制度協議会

(知財協) 日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会

(JEITA) 社団法人電子情報技術産業協会 著作権専門委員会

(CCJP) 特定非営利活動法人クリエイティブ・コモンズ・ジャパン (経団連) 社団法人日本経済団体連合会 知的財産委員会 著作権部会

(新聞協会) 社団法人日本新聞協会 新聞著作権小委員会

(出版関連団体) 社団法人日本書籍出版協会、社団法人日本雑誌協会

(音楽関連団体) 一般社団法人日本音楽著作権協会、社団法人日本芸能実演家団

体協議会、一般社団法人日本レコード協会、社団法人日本音楽

事業者協会

(映像関連団体) 一般社団法人日本映画製作者連盟、社団法人日本映像ソフト協

会、一般社団法人日本動画協会

(ソフトウェア関連団体) 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会、ビジネス ソ

フトウェア アライアンス

1 権利制限の一般規定の導入の必要性に関する意見

(権利制限の一般規定の導入に賛成する意見)

- ・ 形式的違法該当性を解消するために権利制限の一般規定を導入することには、 一定の妥当性が認められる。(著作権制度協議会)
- ・ 導入を適当とする「法制問題小委員会権利制限の一般規定に関する中間まとめ (平成22年4月)」(以下、中間まとめ)の結論に賛成するが、新たな技術 の出現等に柔軟に対処できるよう、A~C類型以外の利用行為についても、権 利者の利益の不当な侵害にならないよう十分配慮した上で、一般的包括的な規 定を設けるべき。(日弁連)
- ・ 導入を適当とする中間まとめの結論に賛成するが、デジタル・ネットワーク時代において著作物の公正な利用促進と権利者保護という目的のためには、A~

C類型の利用行為についても、「その他著作物の種類及び用途並びに利用態様に照らして著作権者の利益を不当に害しない利用行為」について、包括的に権利制限の対象とすべきである。(JEITA、同旨 知財協)

- ・ A~C類型に限定せず、ベルヌ条約のスリー・ステップ・テストを満たす利用であって、(i)既存の著作物の潜在的な市場価値を低下させず、より多くの創作を生み出す結果「文化の発展に寄与」するような利用や、(ii)許諾の取得に必要な取引費用が高すぎて許諾が得られないが(市場の失敗)、利用を許容することによって社会に積極的外部的効果が認められる場合や「文化の発展に寄与」するような場合をより広く包含するような規定とすることが望ましい。(CCJP)
- ・ A~C類型が権利制限の一般規定の対象となることは大きな前進であるが、それにとどまらず、技術革新を最大限に活用するための規定の検討や、さらには過去の良質なテレビ番組コンテンツを適法に流通させるための法制度を議論すべき。我が国産業の成長分野という国民全体の利益の観点からとらえると、米国のフェアユース規定よりも幅広い利用を認める規定を導入すべき。(フォーラム)

(権利制限の一般規定の導入に反対する意見)

- ・ 社会的な混乱が生じている等の立法事実は存在せず、導入に反対である。(新聞協会、同旨 出版関連団体、音楽関連団体、映像関連団体、ソフトウェア関連団体)
- ・ 権利者と利用者の意見の隔たりが大きい現状において、導入は拙速である。(新 間協会)
- ・ 仮に、権利制限の一般規定を導入しても、解釈に幅のある規定であれば、遵法 意識の高い企業ほど萎縮し、新規ビジネスの挑戦に対する萎縮効果という問題 の解決にはならないので、個別権利制限規定の導入スピードを上げることによ り明確性を確保する方が有益。(新聞協会)
- ・ 居直り侵害に加えて、思い込み侵害が発生する可能性が高い。 (新聞協会、同 旨 出版関連団体、音楽関連団体)
- ・ 法定損害賠償制度や、懲罰的損害賠償制度の導入がないまま、権利制限の一般 規定を導入すべきではない。 (新聞協会、同旨 音楽関連団体)
- ・ A~C類型はいずれも適用基準や判断基準があいまいであり、予見可能性や法 的安定性に欠ける。 (新聞協会)
- ・ 権利制限の一般規定がないことによる萎縮効果がどの程度あるのか、また導入 によりどの程度これを回避できるのかを検証すべき。 (新聞協会)
- A~C類型が最終的にどのような条文になるかわからないため、立法化の過程で予想以上に広い権利制限規定になるのではないかという不安がある。(音楽関連団体)

(その他)

・ 部内でも導入への賛否は分かれたが、ビジネス上の予見性確保の観点から米国 著作権法と同様のフェアユース規定の導入は支持しないという点では一致し

2 A類型に関する意見

(権利制限の一般規定の対象とすることに賛成する意見)

- A類型を権利制限の一般規定の対象とすることに賛成する(日弁連、知財協、)。
- ・ 英国法やドイツ法に同様の例があることもあり、A類型を対象とすることに大きな異論はない。現行案では、写り込み以外のものも該当するが、案の範囲であれば権利制限の対象として概ね問題ない。(著作権制度協議会)
- ・ テレビ会議の際に壁にある絵画が写り込む場合など、許諾を取らない限りは権利侵害に該当する例が挙げられる。(JEITA)

(権利制限の一般規定の対象とすることに反対する意見)

- 写り込みだけを対象とするのであれば、それに限定した個別権利制限規定を導入すれば十分である。 (新聞協会)
- ・ 映画業界は被写体となるものについて入念に準備をするので、映り込みはほと んど起こることがない。また、万が一、映り込みがされたとしても、特段問題 は生じない。 (映像関連団体)
- ・ 仮に権利制限規定を設ける場合には、英国法第31条を参考に、著作物の種類 や支分権を限定した個別権利制限規定とすべき。 (映像関連団体)

(中間まとめで示した要件に関する意見)

- 「軽微」という要件は、公正な利用を判断するための一要件に過ぎないので、「公正である」という要件に置き換えるべき。(日弁連)
- 「付随的」という要件で限定するのではなく、「付随的なものも含む」という ような内容にすべき。 (フォーラム)
- ・ 「質的又は量的に社会通念上軽微」という要件は、限定的に過ぎる。利用目的 も踏まえて、公正さを総合的にとらえて判断されるべき。 (フォーラム)
- ・ 「付随的」という要件にかかる「著作物の利用を主たる目的としない他の行為 に伴い」という限定は不要。裁判において、事案ごとにスリー・ステップ・テ ストに照らして判断されればよい。 (CCJP)
- ・ カタログ、ウェブサイト、動画等に絵画、写真が写り込むこと、動画等の背景 に音が入り込むことなど、様々な利用場面が想定されるため、ある程度柔軟性 のある規定とすることが必要。 (知財協)
- ・ 「付随的」という要件について、31条1項1号の「一部分」が半分以下と解 釈運用されていることをかんがみても、拡大解釈されるおそれがある。(出版 関連団体)
- ・ 「軽微」か否かを判断する際の基準を明確にすべき。利用行為自体は軽微であっても、権利者への影響が軽微でない場合や、個々の権利者に対する影響が軽微であっても、その累積が全体として軽微でない場合もある。(音楽関連団体)

・ 意図的に写し込む場合は、写し込まれる著作物を利用者が選定しているという 観点から、本来的な利用と評価すべきであるため、現行案に「偶発的なもので あること」という要件を加えるべき。(ソフトウェア関連団体)

(いわゆる「写し込み」について)

- ・ 「写し込み」についても、現行案の要件を満たす場合には権利制限の対象とすべき。 (知財協、同旨 JEITA)
- ・ 個人的には、意図的に写し込みをした場合であっても、可罰的違法性がないよ うな軽微な場合であれば、違法性はないとしてよいと思う。 (ソフトウェア関 連団体 個人)
- ・ 映画制作においては、事前に周到な準備を行うため、基本的に写り込みは発生 せず、また、万一はあるかもしれないが、これまでも特段の問題が発生した事 例はない。 (映画関連団体)
- 写り込みの扱いについて、社会的混乱は生じていない。また、スタジオの中で 撮影する背景にあらかじめ絵や写真を意図的に配して利用するといった場合 についてまで対象とすることは容認できない。(音楽関連団体)

3 B類型に関する意見

(権利制限の一般規定の対象とすることに賛成する意見)

- ・ B類型を権利制限の一般規定の対象とすることに賛成する。(日弁連、知財協、 JEITA)
- ・ 「ライセンスを受けて商品化するための提案資料を作成する」場合や、「映像作品を作成する場合にどの音楽を採用するのかを決定する上で複数の曲を複製する」といった場合において、最終的に許諾を得られない場合もあるため、 B類型を対象とする必要がある。(知財協)
- ・ 例えば著作物の出版の許諾を得ている場合であっても、企業内で担当者間同士 がメール送信する場合に生じる複製等は、当初の契約において許諾を得ていな い限りは権利侵害に当たると考えられるが、必要となる一切の利用行為につい てあらかじめ許諾を受けることは難しい。また、著作権侵害に係る裁判手続を 開始するか否かの検討のために侵害者と思われる他者のプログラムの解析を 行う場合等、事前に著作権者等の許諾を得ることが不可能な場合もある。 (JEITA)
- ・ 導入に大きな異論はないが、中間まとめに例示されている、現に利用許諾手続が行われている利用については、新たに権利制限の対象とする必要性はないのではないか。 (著作権制度協議会)

(権利制限の一般規定の対象とすることに反対する意見)

- B類型に該当する利用は、個別権利制限規定の解釈で対応できる部分もあり、 法的裏付けが必要であれば、個別権利制限規定で対応すべき。(出版関連団体)
- 挙げられている例のほとんどが、黙示的許諾論により解決できる。(新聞協会)

- ・ 挙げられている例は、許諾により解決でき、仮に最終的に許諾契約が締結され なかったとしても、権利者がこれを違法として問題視することはない。(出版 関連団体)
- ・ 著作権者の許諾に基づく利用を達成しようとする過程における利用について は、黙示的許諾の法理又は個別権利制限規定の解釈によって解決を図ることが 可能ではないか。また、仮に権利行使があったとしても、権利の濫用の法理で 退けられる可能性が高い。(ソフトウェア関連団体)
- ・ 権利者不明の著作物を利用する場合は、裁定前利用制度を利用すればよい。(出版関連団体)
- ・ 「権利者に特段の不利益を及ぼさない利用」であることのみでは、権利制限を 行う理由としては不十分。(音楽関連団体)
- ・ ソフトウェアの場合は、ライセンス契約上で細かい取り決めを行うという実務 が浸透しており、準備段階における利用についても問題は生じていない。 (ソフトウェア関連団体)

(中間まとめで示した要件に関する意見)

- ・ 外部公表を予定しているような利用や、パロディのような利用を対象に含めるよう、「過程において」という要件を削除すべき。 (日弁連)
- 「軽微」という条件は、公正な利用を判断するための一要件に過ぎないので、「公正である」という条件に置き換えるべき。公正さの評価にあたっては、その際、利用行為の目的も、要素の一つとして考慮されるものと考える。(日弁連)
- 「質的又は量的に社会通念上軽微」という要件は、限定的に過ぎる。利用目的 も踏まえて、公正さを総合的にとらえて判断されるべき。 (フォーラム)
- ・ 「適法な著作物の利用を達成しようとする」という要件は限定的過ぎ、「適法な行為」若しくは「社会的に許容される行為」とすれば十分である。(CCJP)
- ・ 「軽微」か否かを判断する際の基準を明確にすべき。利用行為自体は軽微であっても、権利者への影響が軽微でない利用や、個々の権利者に対する影響が軽微であっても、その累積が全体として軽微でない場合もある。(音楽関連団体)

(その他)

- ・ 最終的に適法な利用を行わなかった場合の準備行為としての利用(訴訟に証拠として提出するかどうかの検討のために利用したが最終的に提出しない場合等)が対象となるかどうかが明らかでない。(CCJP)
- ・ 例として挙げられているマスターテープからの複製は、契約により問題なく処理されている。また、38条1項に基づく非営利無料の音楽演奏のための複製の事例は、有償・無償での許諾の実例がある。このように許諾手続が行われているケースについてまで、権利制限の対象とすべきではない。(音楽関連団体)
- ・ そもそも、38条1項の非営利無料の上演については、条約上の疑義がある。 これに加えてさらに非営利無料の上演のための複製までも権利制限の対象と

なることは容認できない。 (映像関連団体)

- ・ 33条1項や38条1項に基づく利用の準備のための複製行為など、個別権利制限規定に基づく利用を達成しようとする過程における利用については、個別権利制限規定ごとに特定の著作物の性質に応じた権利制限が設けられているものであるから、その解釈の中で対応されればよく、一律に論ずるべきではない。(ソフトウェア関連団体)
- 「適法な著作物の利用」には、視聴等の行為も含まれてしまい、視聴等のため のあらゆる行為が適法になるのではないか。 (ソフトウェア関連団体)
- ・ 30条1項各号の行為が、全て適法行為の過程における行為とされ、技術的保護手段の回避や、ダビング機によるコピーが許容されるようになるのではないかと懸念している。 (映像関連団体)

4 C類型に関する意見

(権利制限の一般規定の対象とすることに賛成する意見)

- ・ C類型を権利制限の一般規定の対象とすることに賛成する。(日弁連、知財協、 JEITA)
- ・ 個別権利制限規定の受け皿として包括的に機能し得る規定を希望する。 (知財 協、同旨 JEITA)
- ・ テレビ受像器や録画機器の研究開発や検査のために、放送局各社の番組を受像 し上映・複製する利用について、受像する番組の利用許諾を事前に取ることは 困難。このような例がC類型に該当するのではないか。(JEITA)

(権利制限の一般規定の対象とすることに反対する意見)

- ・ 現行案は、どのような利用形態がこれに該当するのか判然とせず、グーグルブックサーチのような利用までも対象になるとの主張もあり、対象の拡大が懸念される。 (新聞協会)
- ・ 音質の検証という名目で、公衆に対するCDの演奏やそのための複製がC類型に該当すると拡大解釈がされる懸念があるが、これは権利者の許諾を得て行うべきものである。(音楽関連団体)
- ・ P2Pソフトウェアの動作検証と称して映画の著作物がアップロードされたり、映像再生ソフトウェアの動作検証と称してソフトウェアとともに映像再生検証用の映画の著作物がアップロードされたりといった利用が行われるおそれがある。(映像関連団体)
- ・ リッピング行為を紹介する記事を書くためのリッピング行為が「知覚を目的とした行為」ではないとして適法になるのではないかと懸念している。 (映像関連団体)
- ・ ファイル共有ソフトウェア等の機能が「知覚することを通じてこれを享受する ための利用」に該当しない場合があるのではないか。実際に、ファイル共有ソ フトウェア訴訟の中で、被告人側が実験や研究を理由のためだったと主張して

(中間まとめで示した要件に関する意見)

- ・ 「質的又は量的に社会通念上軽微」という要件は、限定的過ぎる。利用目的も 踏まえて、公正さを総合的にとらえて判断されるべき。 (フォーラム)
- ・ 現行案は限定的過ぎ、「著作物の表現を本質的に享受する」若しくは「本質的価値を享受する」といった内容で足りる。「知覚を通じて」とした場合、検索エンジン等で行われるサムネイル表示は対象とならないのではないか。(CCJP)
- ・ 中間まとめに提示された内容だけでは、Cがどのような場面で有効になるのか 完全には理解できないため、必要性と要件についてさらに詳細な検討が必要。 (著作権制度協議会)

(プログラムの著作物との関係に関する意見)

- ・ プログラムの著作物が適用対象であることを明らかにするため、「表現を知覚することを通じて」という要件を、「本来的価値を享受する」といった表現に 改めるべき。(日弁連)
- ・ プログラムの著作物も他の著作物と同様に対象とすべき。プログラムをソース 形式で利用する場合(統計のための複製、改ざん検証のためにハッシュ値を採 るための複製等)がある。(JEITA、同旨 知財協、CCJP)
- プログラムの著作物の取扱いについて慎重な議論が必要。(新聞協会)

<u>※なお、プログラムの著作物については、6(権利制限の対象となる著作物の種類に</u>関する意見)も参照。

5 A~C類型以外の利用行為に関する意見

- ・ 【再掲】新たな技術の出現等に柔軟に対処できるよう、A~C類型以外の利用 行為についても、権利者の利益の不当な侵害にならないよう十分配慮した上で、 一般的包括的な規定を設けるべき。(日弁連)
- ・【再掲】デジタル・ネットワーク時代において著作物の公正な利用促進と権利 者保護という目的のためには、A~C類型の利用行為についても、「その他著 作物の種類及び用途並びに利用態様に照らして著作権者の利益を不当に害し ない利用行為」について、包括的に権利制限の対象とすべきである。(JEITA 同旨 知財協)
- ・ 【再掲】A~C類型に限定せず、ベルヌ条約のスリー・ステップ・テストを満たす利用であって、(i)既存の著作物の潜在的な市場価値を低下させず、より多くの創作を生み出す結果「文化の発展に寄与」するような利用や、(ii)許諾の取得に必要な取引費用が高すぎて許諾が得られないが(市場の失敗)、利用を許容することによって社会に積極的外部的効果が認められる場合や「文化の発展に寄与」するような場合をより広く包含するような規定とすることが望ましい。

(CCJP)

- ・ 【再掲】A~C類型が権利制限の一般規定の対象となることは大きな前進であるが、それにとどまらず、技術革新を最大限に活用するための規定の検討や、さらには過去の良質なテレビ番組コンテンツを適法に流通させるための法制度を議論すべき。我が国産業の成長分野という国民全体の利益の観点からとらえると、米国のフェアユース規定よりも幅広い利用を認める規定を導入すべき。(フォーラム)
- ・ リバース・エンジニアリングについて、個別権利制限規定として速やかに立法 することを求める。(JEITA、同旨 CCJP)
- ・企業内の利用行為のうち、「正当に取得した外国図書の一部を自己の理解のため、又は社内説明のために翻訳することや、そのために一部複製すること」「社内会議において、ウェブサイトを映写・複写すること」「特許庁から受領した拒絶理由通知に添付された引用文献を、社内において拒絶理由検討のために必要な範囲で複製すること」といった利用は、非常に軽微であり、かつ著作権者等の利益を不当に害さない公正な利用であるから、円滑な企業活動を進めイノベーションを促進する観点から権利制限を引き続き検討されたい。(知財協、同旨 JEITA)
- ・ パロディ、リバース・エンジニアリング、企業内利用等について、個別権利制 限規定による対応を検討するのであれば、その検討スケジュールを示すべき。 (CCJP)
- ・ 企業内の出版物複製については、権利処理の実務が既に確立しており、権利制 限の一般規定を導入して実務の変更を強いることには反対。 (新聞協会)

6 条文化する場合の検討課題に関する意見

(要件に関する意見)

- ・ 仮に、A~C類型の要件を抽象的に抽出して立法化する場合には、改めて議論 が必要。(著作権制度協議会)
- ・ 立法化に際しては、関係条約とスリー・ステップ・テストの要件を具備するか、 若しくは一般規定の拡大解釈を導かないよう要件を明確に規定すべき。(著作 権制度協議会)
- ・ A~Cの類型を抽象化して一つの条文を作ることは可能だが、その場合、スリー・ステップ・テストの表現を参考とすることが考えられ、あえて「公正」という用語を用いる必要はない。(著作権制度協議会)
- ・ 米国著作権法のフェアユース規定は、100年余の間に慣行的な内包・外縁が 固まってきた概念であり、フェアユースを巡って何年も解決していないケース もあることから、突如我が国に導入するには、あまりに不確定な概念である。 「公正な」という用語をあえて用いようとすると、かえって混乱が生じる。(著 作権制度協議会)
- ある程度の類型化はやむを得ないが、規定に柔軟性を持たせるべき。(JEITA)

- ・ 企業活動と非営利行為の区別はつきにくくなっているため、中間まとめにあるとおり、「非営利性」を独立した要件とすべきではない。(JEITA)
- ・ 予測可能性を持たせようとするあまり、必要以上に詳細な規定とならないことを望む。 (CCJP)

(権利制限の対象となる支分権に関する意見)

- ・ 特定の支分権、特定の種類の著作物に限定すべきではない。 (JEITA)
- ・ 権利制限の対象となる支分権を限定せず、翻案権も対象とすべき。 (CCJP)

(権利制限の対象となる著作物の種類に関する意見)

• A~C類型において、プログラムの著作物が利用される場面は想定できないことから、対象とならないことを明示すべき。 (ソフトウェア関連団体)

(著作者人格権との関係に関する意見)

- ・ 著作者人格権については、50条の適用を前提とすべき。 (新聞協会)
- ・ 著作者人格権について、50条の改正も併せて検討すべき。 (JEITA)

(著作隣接権等との関係に関する意見)

・ 著作権だけでなく、著作隣接権も権利制限の対象とすべき。 (CCJP)

(関連条約との整合性に関する意見)

- ・ 【再掲】立法化に際しては、関係条約とスリー・ステップ・テストの要件を具備するか、若しくは一般規定の拡大解釈を導かないよう要件を明確に規定すべき。(著作権制度協議会)
- ・ 規定のタイプにかかわらず、スリー・ステップ・テストの厳格な適用を望む。 (新聞協会 同旨、音楽関連団体、映像関連団体)

(実効性・公平性担保のための環境整備に関する意見)

- ・ 訴訟提起等の権利者の負担増が当然に予定されるため、実効性・公平性担保の ための環境整備を検討すべき。(著作権制度協議会)
- 個人の権利者が訴訟を提起することは困難であるため、法定損害賠償制度や懲罰的損害賠償制度を併せて導入すべき。(出版関連団体)

7 その他の意見

- ・ 行政庁が狭い法令解釈を示すと、企業活動がそれにとらわれて萎縮することに なるので、権利制限の一般規定の導入に当たっては、条文解釈を示すべきでは ない。 (フォーラム)
- ・ 著作権法は、数世紀後の文化についても責任を負う法律であるから、軸足の一つを産業に置きつつも、国の固有の文化の多様性の保持を念頭に置いて検討すべき。 (著作権制度協議会)
- ・ (CCJPが実施した) アンケートの結果によると、団体を形成できないような

一般のクリエイターは、導入に賛成している。少数者の声が立法過程に届かないことも踏まえて結論を出すべき。 (CCJP)

以上